四　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

五　指定廃棄物の指定に関すること。

六　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

七　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。

2　（略）

（管轄区域の特例）

第二十八条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事務	地方環境事務所	区域
第三条第十三号及び第十四号、第四条第一号から第十号まで及び第十七号から第三十二号まで、第五条第一項第一号から第二十号まで、第七条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第八条第一号から第十一号まで、第二十号、第二十一号及び第二十七号から第三十九号まで並びに第九条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第七条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第九条第八号については国立公園に係るものを、第八条第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第九条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	東北地方環境事務所	福島県内の区域
第六条の二第一項第四号に掲げる事務	福島地方環境事務所	岩手県及び宮城県内の区域

四　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること（福島県の区域に係るものに限る。）。

五　指定廃棄物の指定に関すること（福島県の区域に係るものに限る。）。

六　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（福島県の区域に係るものに限り、減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

七　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（福島県の区域に係るものに限る。）。

2　（略）

（管轄区域の特例）

第二十八条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十八条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事務	地方環境事務所	区域
（新設）		
（新設）		